県立病院医事業務強化事業(その1)企画提案仕様書

1 業務名

県立病院医事業務強化事業委託業務(その1)

2 業務期間

県立病院医事業務強化事業委託業務(以下、「本業務」という。)(その1)の 契約期間は、令和7年1月4日から同年3月31日までとする。本業務(その1)の 契約は、後年度に予定する後続の委託業務契約と合わせて一年間の委託業務の 中の最初の委託業務契約となっており、本業務(その1)を委託した特定の相手 方と、継続して後続する一連の委託業務を契約することを想定している。

- ①本業務(その1):令和7年1月4日から同年3月31日(令和6年度分)
- ②本業務(その2):令和7年4月1日から同年12月31日(令和7年度分)

ただし、「本業務 (その2)」の契約締結については、病院事業局の令和7年度当初予算が成立することを前提に、委託業者の令和6年度分の業務実績及び業務成果の検収検査等の結果と、他に契約を履行できる事業者の存在有無や、法令・契約環境の変化等による競争性の有無を踏まえたうえで判断することとする。

3 業務の目的

沖縄県病院事業局(以下「病院事業局」という。)は、6病院及び16の附属診療所を運営する公的医療機関として地域医療や政策医療等を提供していくために、安定的な病院経営を維持していかなければならない。

病院事業を運営していく上で、極めて重要な診療報酬請求の適正化に努めるため、診療報酬算定に係る点検を行い算定漏れ・過剰請求を防ぐほか、さらなる収益を確保するため、医事業務の強化を図ることを目的とする。そのため、病院事業局では、高度な知識や経験等を有する事業者に、各県立病院が行う医事業務に対する診療報酬請求事務の精度向上と、本庁機関及び各県立病院の職員に対する業務支援及び人材育成の支援を委託することとする。

4 委託契約額の上限

- (1) 提案にあたっては、本業務(その1)及び(その2)のそれぞれについて、見 積書を作成すること。
 - ア. 本業務 (その1): 令和7年1月4日から同年3月31日まで 5,483,061円 (消費税及び地方消費税含む。) の範囲内で見積もること。
 - イ. 本業務 (その2): 令和7年4月1日から同年12月31日まで 17,040,463円 (消費税及び地方消費税含む。) の範囲内で見積もること。 ※当該金額は、企画提案のために提示する金額であり、契約金額ではない。

- (2) 委託料は、毎月の業務完了後、実績報告書に基づいて額の確定を行い、精算払いを行う。
- (3) 積算の費目は、次のとおりとする。
 - ア 直接人件費
 - イ 直接経費(旅費、使用料、燃料費)(※1)
 - ウ 一般管理費(※2)
 - 工 消費税
 - ※1 旅費、使用料等の単価にすでに消費税が含まれている場合は、税抜額で 算定すること。
 - ※2 一般管理費については、次の計算式により算出すること。 (直接人件費+直接経費) ×10/100以内
 - ※3 各種費目について、単価、月数、回数等、見積もり根拠が分かるよう明 記すること。
- 5 主たる業務を行う場所
 - (1) 沖縄県立北部病院 沖縄県名護市大中2丁目12番3号
 - (2) 沖縄県立中部病院 沖縄県うるま市字宮里281番地
 - (3) 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター

沖縄県島尻郡南風原町新川118番1号

- (4) 沖縄県立宮古病院 沖縄県宮古島市平良字下里427番1号
- (5) 沖縄県立八重山病院 沖縄県石垣市真栄里584-1番地
- (6) 沖縄県立精和病院 沖縄県島尻郡南風原町新川260番地
- (7) 病院事業局経営課 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
- (8) その他、病院事業局経営課が指示する場所

6 業務の内容

- (1) 各県立病院の医事算定に係る点検業務及び各県立病院職員の研修など、各県立病院及び病院事業局経営課での年間実施日程は別紙日程表(案)を基本とする。
- (2) 業務内容

業務内容については以下のとおりとする。

- ア 診療報酬請求の適正化に向けた取り組み
 - (ア) 当月もしくは前月分の医事算定情報について入院及び外来診療分の点検を 行い、算定漏れ、過剰請求、レセプト記載不備などを把握すること。また、 把握した問題点について診療報酬請求の精度向上を図るべく、適正請求のた めの対応策の提案とその実施に向けた具体的方法、助言等を行うこと。
 - (イ) DPCコーディング状況を点検し、適正なコーディングへの改善提案を行うこと。
 - (ウ) 請求後の査定や返戻に関する原因の把握とその対応策について提案、助言等を行う。
 - (エ) 診療報酬請求における提案や助言等を行った事項について、その後の改善

状況を確認すると共に、未対応の事項については継続的に支援を行う。

- (オ) 取り組み対象は、各県立病院において事前に当該病院の担当課長(又は担当者)と業務従事者が調整の上、選定し、計画、スケジュール化すること。
- イ 診療報酬に係る改定、疑義照会及び適時調査等の支援
 - (ア) 診療報酬に係る厚生労働省通知等(診療報酬改定、算定方法の一部改正、 疑義解釈資料等)に基づく情報提供、施設基準の届出の支援、助言等を行う こと。
 - (4) 各病院からの診療報酬における算定要件や施設基準要件に関する疑義照会に対し、疑義に対する回答、情報提供を行う。医科点数表の解釈より明確な回答が得られない場合は九州厚生局への照会を行い各病院へ適切な回答を行うこと。(各病院訪問時以外における電話や電子メールでの疑義照会も含める。)
 - (ウ) 適時調査、個別指導等に係る事前準備等について、情報提供、助言等を行うこと。
 - (エ) 病院事業局経営課の職員と協力して、各病院において施設基準に関する実 地点検を行うこと。
- ウ 医事業務の強化に関する助言及び指導
 - (ア) 各県立病院の開催する診療報酬請求に係る点検結果等の勉強会において、 資料作成、助言や指導等を行うこと。
 - (4) 各県立病院の開催する診療報酬、施設基準、医療法等に関する勉強会や研修(全職員対象、診療科別など)において資料作成、講師や助言等を行うこと。
 - (ウ) 各県立病院で開催される委員会や会議において、必要に応じて参加し、助 言や指導等を行うこと。
 - (エ) 収益確保に向けた施設基準新規取得、算定運用の構築等の提案、助言及び 指導を行うこと。
 - (オ) 診療報酬請求書の査定及び返戻理由の考察と処理の指導、保留された診療報酬請求書の適正な請求方法についての助言と指導を行うこと。
 - (カ) 各県立病院付属診療所事務職員からの疑義照会への回答、診療報酬請求に 係る指導を行うこと。
 - (キ)本庁機関及び各県立病院の職員に対する医事業務に関する必要な知識、技術、業務遂行能力等の人材育成を支援すること。
 - ※上記(ア)から(キ)の詳細については、各県立病院と協議の上で決定する。
- エ 入院及び外来算定業務の研修
 - (ア) 沖縄県立病院において、病院事業局職員1名を算定業務へ従事させ、医事業務能力の向上を図る研修を実施すること。
 - ※上記(ア)の詳細については、病院事業局経営課と協議の上で決定する。

7 業務の実施体制

今回の委託に際して、主として本委託業務に従事する正副2名以上の担当者を割

り当て、本委託業務に係る統制及びその他事務について、十分な遂行体制がとれる こと。なお、業務従事者は本業を遂行するために専門的な知識を有し、十分な経験 を有する者であること。

8 業務の報告及び打合せ

受託者は、定期的に病院事業局経営課との連絡会議等を開催して業務の状況を報告するとともに、業務の進め方等について確認を行うこと。また、業務に関する報告書を毎月作成し、翌月15日までに病院事業局経営課へ提出すること。

9 その他

本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、病院事業局経営課と別途協議する。